

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：武内建設(株)

住所：千葉県市川市柏井町2-1426

2. 指名停止措置期間 自 令和6年9月20日 5ヶ月

至 令和7年2月19日

3. 事実概要

武内建設(株)元代表取締役は、代表取締役だった令和5年度に千葉県市川市が発注した3件の下水道関連工事の入札をめぐり、同市下水道部次長から工事の入札情報を得た見返りに、複数回にわたり計25万円相当の飲食接待をしたとして、令和6年7月30日、贈賄及び公契約関係競売入札妨害の容疑で千葉県警に逮捕された。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第10号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第10号>

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から3ヶ月以上12ヶ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所

総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫

茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564